

山梨大学附属病院車いす等優先駐車スペース「利用証制度」について

平成26年4月14日(月)より「車いす等優先駐車スペース利用証制度」の運用を開始しています。

この制度は、立体駐車場1階の車いす等優先駐車スペースについて、病院が利用証を交付し利用できる人を明らかにすることによって、車いす等優先駐車スペースの適正な利用を促進するものです。

車いす等優先駐車スペースを本当に必要とする方が利用できるように、皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

(注) 車いす等優先駐車スペースの利用は、原則として利用申込者本人が運転して来院する車輦に限ります。
ご家族、知人等の車輦で来院された場合は、病院正面玄関前乗降スペースで降車していただき、他の駐車スペースに駐車願います。
なお、車いす等優先駐車スペースが満車の場合は、他の駐車スペースをご利用いただく場合がありますので、あらかじめ、ご了承ください。

利用証の交付について

1 利用証の交付対象の方々は以下のとおりになります

- (1) 身体に障害があり歩行困難な方
- (2) けがにより歩行困難な方(車椅子や杖を使用している方)
- (3) 病気により歩行困難な方
- (4) 年齢等により歩行困難な方
- (5) 妊産婦(妊娠7か月から産後3か月までの期間)
- (6) その他病院長が必要と認めた方

車いす等優先 駐車スペース 利用証	
有効期限	平成 年 月 日まで
車名・車色	自動車登録番号
  	交付番号
山梨大学医学部附属病院	

2 利用申し込み方法

6番証明書窓口にて「車いす等優先駐車スペース利用(新規)申込書」を配布しています

必要事項記載後、窓口6番へ提出をお願いします

(記入例: ニッサンエルグランド 白
山梨300 あ -)

利用証発行手続き(原則として即日発行します。)

ご不明な点等がありましたら下記までご連絡ください
医事課(車いす等優先駐車スペース担当)
055-273-1111(平日8時30分から17時15分)